

津山郷土博物館だより「つはく」

津博

TSUHA KU

2020.1 No.103

トピックス

津山ゆかりの刀剣再現プロジェクト
企画展「天華百剣と名刀写し展」

研究ノート

津山藩の博奕吟味方懸り

梶村 明慶

愛山の旧観についての一考察

小川 綾乃

お知らせ

耐震改修工事の進捗状況
郷土博物館の再オープン



津山郷土博物館

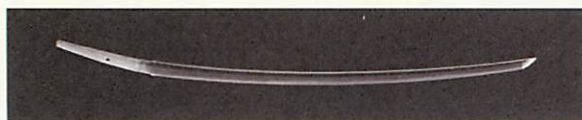
Tsuyama City Museum

津山ゆかりの刀剣再現プロジェクトが進行中!

津山市では、先人から受け継がれた歴史文化に対する誇りの醸成を図り、地域の活性化と観光のまちづくり推進の一環として、徳川家康の次男である結城秀康ゆうきひでやすの流れを汲む津山藩主松平家に伝わった名刀「童子切安綱どうじぎりやすつな」と「石田正宗いしだまさむね」の再現プロジェクトを進めています。この2振の写し刀は今年度中に出来上がり、4月に再オープンする当館において、一般にお披露目する予定ですので、ご期待ください。

「童子切安綱」「石田正宗」とは？

「童子切安綱」は国宝、「石田正宗」は国の重要文化財に指定され、いずれも現在は東京国立博物館が所蔵しています。「童子切安綱」は平安時代の伯耆の刀工・安綱が手掛けた最高傑作で、源頼光が怪物・酒呑童子しゅてんどうじの首を切り落としたという伝承がその名の由来です。「石田正宗」は鎌倉時代の名工・正宗の作で、もとは石田三成が所蔵していました。関ヶ原の合戦前に三成を結城秀康が護送した時、そのお礼に三成が秀康に贈ったものです。



国宝：童子切安綱



重文：石田正宗

(いずれも東京国立博物館蔵、Image：TNM Image Archives)

写し刀とは？

実物の刀をなぞらえて、その形状や外観などを模倣して精巧に作られた刀を写しと呼び、単に模造して作ったレプリカや贋作などとは区別されます。刀工自身が技能の研鑽のために、名工の作風にならって作ることもあります。

今回の再現に携わる刀匠は？

「童子切安綱」の再現には全日本刀匠会の顧問で広島県重要無形文化財保持者の三上貞直氏みかみさだなお、みやいりこざえもんゆきひら「石田正宗」の再現には全日本刀匠会会長の宮入小左衛門行平氏が、それぞれ携われます。いずれも今の日本を代表する優れた刀匠です。



三上貞直氏



宮入小左衛門行平氏

企画展「天華百剣と名刀写し展」を開催します

刀剣再現プロジェクトで作成された名刀「童子切安綱^{どうじぎりやすつな}」および「石田正宗^{いしだまさむね}」の写し刀をのお披露目と、再オープン記念の企画展として人気コンテンツ「天華百剣^{てんかひゃっけん}」と童子切安綱「石田正宗」の写し刀とをコラボレーションさせた展覧会「天華百剣と名刀写し展」を開催します。この展覧会には上記2点の写し刀と合わせて全国の名刀の写し刀も展示いたします。どうぞご期待ください。



【会場】当館3階 展示室

【会期】令和2年4月1日(水)
～令和2年5月24日(日)

石田切込正宗

童子切安綱

てんかひゃっけん

天華百剣と名刀写し展

～津山ゆかりの刀剣再現プロジェクト～

津山藩の博奕吟味方懸り

梶村 明慶

はじめに

博打は現在の日本でも違法ですが、江戸時代にも基本的に違法でした。しかし、『津山市史』第4巻によると、「(町方諸事)以後留(町大年寄玉置家文書)の記述には寛政二年(一七九〇)頃から町内での博奕(博打)処罰の記事が見え始め、碁・将棋・双六の賭勝負が流行するなどある。」とあります。また、その他、町奉行や郡代の日記などの記録を見ても、博奕関連の記事が次第に増えてきており、庶民の間で博奕が次第に流行していたようです。この様な風潮を防ぐためか、津山藩は、文化三年(一八〇六)、佐藤八郎左衛門という人物を「博奕吟味方懸り」という役職に任命し、博奕事案について担当させました。そして、これ以降、町奉行や郡代の日記には「博奕吟味方」や「博奕吟味方佐藤八郎左衛門」という単語が度々出てくるようになります。しかし、この「博奕吟味方懸り」については、残された資料が少なく、どの組織に属し、組織内ではどのような位置にあったか、また、具体的な職務内容はどのようなものであったのかなど、現状ではよく分からないことが多くあります。この稿では、業務上密接に関係していた

と思われる町奉行や郡代の日記などから、その博奕吟味方懸りについて調べてみます。

博奕吟味方懸りの格式

まず博奕吟味方懸りに任命された佐藤八郎左衛門の身分から、この役職の格式を考えてみます。津山藩の家臣は仕えた時期から大きく分けて「譜代」、「古参」、「新参」という家筋とそれに見合った家の格式があり、格式に見合った役職を務めていました。もし、家の格式以上の職を勤める場合は、その職の格式に準ずる格式に上げられ職務を務めるという形をとっていました。そこで、藩士の勤務履歴が書かれている「勤書」を見てみると、この家は「士分新参並」という家筋に載せられています。この士分新参並という筋は、元々士分以下の家でしたが、歴代の功績により、慶応三年(一八六七)に士分に引き上げられています。家格については、八郎左衛門が博奕吟味方懸りに任命された当時の家格は勤書に記されていないため分かりませんが、父親が跡式を継いだ時点では、「大役人」の家格であり、やはり士分以上でした。しかし、八郎左衛門は優秀な人材であったようで、後には預所

奉行に任命され、それに伴い家格を「番外」に引き上げられています。したがって少なくともこの時の家格は番外以下となります。¹⁾町奉行は「物頭」、社取次は「使番」、郡代は「番外」格が勤める役職です。「番外」格までがそれぞれの組織の長の立場となりますので、このことから博奕吟味方懸りの役目はどの組織の下であったかは分かりませんが、文字通り博奕事案に特化した部局の係のような位置であったのかもしれない。²⁾

博奕吟味方懸りの職務

次に、記録から職務について見てみます。佐藤八郎左衛門が博奕吟味方懸りに任命された日の「郡代日記」を見ると、「市郷并神社へ八郎左衛門博奕吟味懸り被仰付候故」³⁾とあり、この役目の担当区域は城下、農村、寺社など各行政の担当区域をまたがり領内全域に及んでいたことが分かります。また、町奉行日記には「左之もの共博奕吟味方ニテ昨日召捕吟味中手鎖懸ケ組合預ケ申付置候由之処」⁴⁾とあることから、博奕吟味方懸り独自で、容疑者を逮捕する権限を持っていたようです。しかし、一方では、「目明金吾義博奕吟味方へ度々

罷出候付酒代として銀札三拾匁所物之内方取計可申哉相伺候処」⁵⁾と、博奕吟味方へ町目明共出役之節弁当入候節之分ハ役筋右相渡呉候様佐藤八郎左衛門右申聞候得共」⁶⁾とも記されており、博奕吟味方懸りには、配下として探索や捕縛をする人間がいなかったのか若しくは十分に配置をされておらず、町奉行などに実働部隊を頼らざるをえなかったのではないかと推測されます。

捕縛後について見てみると、郡代日記には「太田村伝六倅伝吉博奕参会吟味方ニ而口書取極差出候」⁷⁾伝吉儀ハ五十敲帰村其外受役之御裁許伺御用番中へ差出候処即刻御聞届」⁸⁾翌日の国元日記には「左之通取計候段町奉行郡代右相届之(中略)太田村伝六倅伝吉 五十敲帰村 右は博奕致参会不届ニ付」と記されています。⁹⁾また、町奉行日記には「東新町作人佐平義博奕吟味方ニ而口書取極差出候ニ付伺書御用番中へ差出置」¹⁰⁾ともあります。これらのことから、博奕吟味方懸りは捕縛後に取り調べを行い、口書(供述調書)を取るというところまでが職務の範囲で、そこから以後、藩上層部への量刑についての伺いや、刑の執行などは、町奉行や郡代などが今まで通り行っていたことが推測されます。

おわりに

以上、博奕吟味方懸りについて少し見てきました。この役職は、最初に任命されてまもない文化十二年(八三五)に、前述した佐藤八郎左衛門の転役により欠役となります。藩の上層部から町奉行、郡代へ以後は元のように、それぞれで厳しく博奕を取り締まるようにと命じられています。

約十年ほどで無くなった役職ですが、この博奕吟味方は博奕の増加に手を焼いた藩の二つの試みであったのかもしれませんが。

- 注1 津山藩松平家文書勤務書
「土分新参並中」
- 注2 『津山市史』第四卷
近世Ⅱ—松平藩時代—
- 注3 津山藩松平家文書
「郡代御用日記」
文化三年十二月一日
- 注4 津山藩松平家文書
「町奉行日記」
文化四年二月二十九日
- 注5 津山藩松平家文書
「町奉行日記」
文化五年十二月二十七日
- 注6 津山藩松平家文書
「町奉行日記」
文化五年十二月二十八日
- 注7 津山藩松平家文書
「郡代日記」
文化五年十月二十五日
「国元日記」

(表6) 格式・役職表 (享保11年分限帳10万石時代による)

格 式	人 数	役 職	格 式	人 数	役 職	
家老	5	城代	組付(以上士格)	小 従 人	38	大坂蔵奉行・御茶道・小勘者・座敷奉行・料理人・次祐筆・台所目付
年中	9	添城代		大 役 人	40	小従人組2組(25人) 小勘者・次祐筆・帳付料理人・御櫓上・大工棟梁・大納戸・紙納戸坊主頭・絵師・火之番十分一役・荒物方・勘定方・勝手方
頭	3	奏者	小 役 人	127	御蔵渡方・大坂蔵役・鉄砲張・台師・金具師矢師・細工方・紙漉・帳付・皿村煙硝蔵番・御庭方・中間頭・小桁船改・薪奉行・御馬爪髪役・御金番・膳方・賄方・春屋・塩噌干物方・荒物方・酒方・掃除奉行・腕方・進物方作事方・作事目付・台所目付・座敷番・勘定方	
大番	6	頭				
小性	2	頭	歩 行	36	歩行目付・平歩行	
大目付	11	頭				
中奥	5	頭	坊 主	33	御前坊主・家老坊主・小納戸坊主・総坊主	
小従人	2	頭				
歩行	3	頭	計	628		
物頭	19	御旗奉行・留守居・町奉行・持筒頭・持弓頭御先手・長柄奉行				
分	3	寄合	御手廻り(江戸)	199	草履取・長刀持・大道具物・傘持・中間小頭中間部屋頭・中間	
使番	29	御蔵奉行・勘定奉行・大坂留守居・寺社取次				
番	15	番外頭分	御 国 方	139	足軽・薦の者・杖突中間・御蔵方中間(秤目)太鼓打中間	
	20	郡代・山奉行・運上奉行・鉄砲改武具奉行・作事奉行・御金払方・御金奉行・小納戸・大勘者				
外	33	小性組	足 軽・中 間	338	計	
	79	中奥組				
組	110	大番組				
	33	小納戸・膳番・刀番平小性(26人)				
付	79	中奥目付・祐筆・御蔵目付・医師・御匙中奥組3組(49人)				
	110	代官・町代官・寺社取次・徒(歩行)組頭・次祐筆・小勘者・台所見習・蔵目付・御乗馬・馬医・馬別当大番組5組(84人)				

- 注8 文化五年十一月二十六日
津山藩松平家文書
「町奉行日記」
- 注9 文化五年二月三日
津山藩松平家文書
「国元日記」
文化十二年三月十六日

愛山の旧観についての一考察

小川 綾乃

当館には、愛山文庫と呼ばれる文書群が収蔵されている。愛山文庫とは、旧津山藩主松平家に保存されていた藩政文書、和書漢籍類の総称である。中でも、藩政文書や松平家の記録は「津山藩松平家文書」という名称で県の指定重要文化財になっている。文庫名になっている「愛山」とは、愛山文庫の文書群が収蔵されていた松平家の土蔵があった帯の呼び方であり、現在の地藏院（津山市小田中）の周辺に該当する。この帯には、土蔵の他に、松平慶倫の廟所や東照宮、岩々庵と呼ばれる建物があった。今でも、第九代藩主松平慶倫墓所の唐門には「愛山」の扁額が掲げられている^{註1）}。

愛山廟の位置

また、関係資料についても、現段階では十分な数を確認できていないわけだが、本稿では、『明治四年 愛山廟司伺書扣』（津山藩松平家文書 F5-20）を基本資料として、愛山の旧観について検討を行う（以下、特に注記のない場合は当資料に依拠する）。

前述の通り、この愛山という場所は、第九代藩主松平慶倫とその妻の廟がある場所である。しかし、慶倫以前の藩主は愛山ではなく、泰安寺（津山市西寺町）を菩提寺として祀られている。なぜ慶倫のみこの地に廟所があるのだろうか。これは、今回愛山についての検討を行うにあたって、疑問を抱いた点であった。

また、関係資料についても、現段階では十分な数を確認できていないわけだが、本稿では、『明治四年 愛山廟司伺書扣』（津山藩松平家文書 F5-20）を基本資料として、愛山の旧観について検討を行う（以下、特に注記のない場合は当資料に依拠する）。

れ、神事は日に興張し、仏事は月に衰廃する時代である。これまで通りの葬祭を行い、万一廃仏等の動きがあり、取扱いが難しくなってしまうことは心苦しい。ついては、新正四位様（慶倫）の葬儀は神式を採用してほしい（候文の原文を筆者が口語訳）。

配置だったことがうかがえ、これは現在も変わらない。

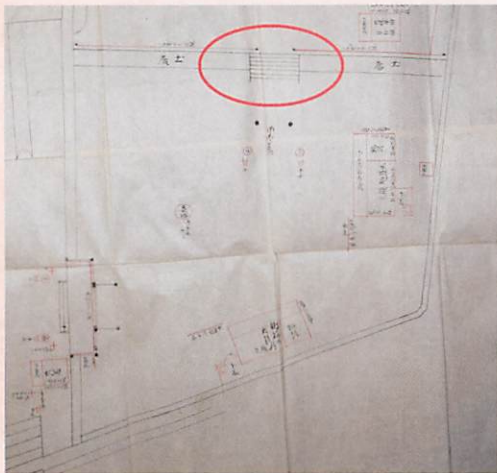
配置に関して、廟所に玉垣が設置された記述があった。設置の理由として、廟所の門を開けていると、門の外から廟を見通せてしまう。それを防ぐため、玉垣を設け、同時に番人の詰所と防火道具入れも用意したということであった。さらに、東側に板塀まで設置しており、通りからも廟所の様子をうかがうことができないようにしている。

また、図Iと図IIは同じ場所の絵図だが、図Iは文化十二年（一八一四）、図IIは明治四年に描かれたものである。図Iには、赤枠で示した通り廟所の敷地から東照宮へ抜ける階段があるのがわかる。しかし、図IIの同じ

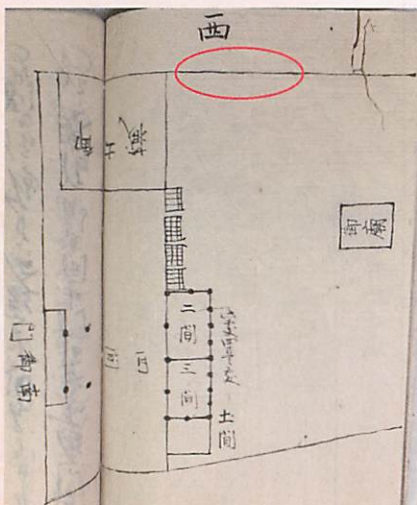
しかし、文書類が保管されていた松平家の土蔵は既に取り壊されており、岩々庵もだんじり倉庫に変えてしまった。現在は、愛宕堂と東照宮（現地藏院の本堂）が残っているものの、元々東照宮があった場所には幼稚園の建物があり、愛山と呼ばれていた周辺から当時の様子をうかがうことはできない。

藩置県直後の七月、最後の津山藩主松平慶倫は病のためこの世を去った。慶倫の死後すぐに出された「慎由公神葬祭建白書」によると、

祭政一致の御趣意にて、臣民ともに神道葬祭を一般とするように通達さ



図I 「御神忌之節の図」部分
（津山藩松平家文書 C514-2）



図II 慶倫廟所の絵図
（『明治四年 愛山廟司伺書扣』津山藩松平家文書 F5-20より）

場所にはそのような階段の表記が見られず、廟所から直接東照宮へ抜けられないように見える。

慶倫の廟が独立した配置になっているのは明らかではあるが、それが格式を強調するためなのか、東照宮への参拝経路を変更したためなのか、その意図を裏付けるものはなく、現段階では定かではない。

岩々庵の建設

岩々庵とは、かつて旧津山藩主松平家の別邸や事務所だったといわれている建物である。また、作家の谷崎潤一郎が戦時中津山へ疎開した際に生活した場所でもあるが、現在は取り壊され、跡にはだんじり倉庫が建っている。

この岩々庵の建設について、資料の明治四年十一月にその記述があった。「御廟所守居宅之雅名文学家へ相談仕候処愛右之右字ヲ採り岩々庵」と記されている。ここから、建設当初は松平家廟所守の居宅に予定されていたことがわかる。また、岩々庵という名前由来についても、愛右の右の字をとって「岩々庵」と名付けられたことがわかる。

岩々庵建設に関連する記事を見てみると、興味深い内容が記されていた。岩々庵は愛山の敷地内に新築したのではなく、「新御殿」、「新御屋形」から建物を移築し、庭石や植木も愛山に移動したとある。この「新御殿」、「新御屋形」について、二通りの表現がな

されているが、同一の資料内でも書き手が異なるため、両者は同じ建物を指している可能性が考えられる。では、これらは具体的に何を指しているのだろうか。

この当時に御殿や御屋形と呼ばれる建物といえば、慶倫の下御殿（現在の文化センターの場所にあったとされる）だろうか。この下御殿は全焼したのち、明治二年（一八六九）に再建されているため、岩々庵の建設時は築約二年ということになる^{註3}。築二年であれば、「新」と呼んでも差し支えはないようにも思われるが、慶倫の下御殿をわざわざ「新御殿」などと呼ぶだろうか。そこで、明治三年に作成された「津山城内御殿及山下土邸略図」を見ると、宮川に面した位置に「御新館 世子康倫公 御住居」と書かれた場所がある（図Ⅲ）。加えて康倫は、明治四年七月に慶倫が死去した約二か月後、津山を発つて東京へ移っており、この段階では誰も住んでいないことになる^{註4}。さらに、「津山誌」の慶倫屋敷についての項目において、「九月嗣子従四位康倫帰京の後之を毀つ」とあり、これが屋敷を愛山に移転させたためでないとするれば、岩々庵の建設が計画された明治四年十一月には、慶倫の屋敷は存在しないことになる^{註5}。したがって、ここで言う「新御殿」、「新御屋形」は、康倫の居所を指しているとするのが妥当ではないかと考える。

「新御殿」、「新御屋形」から庭石や植木を移していることから、岩々庵に

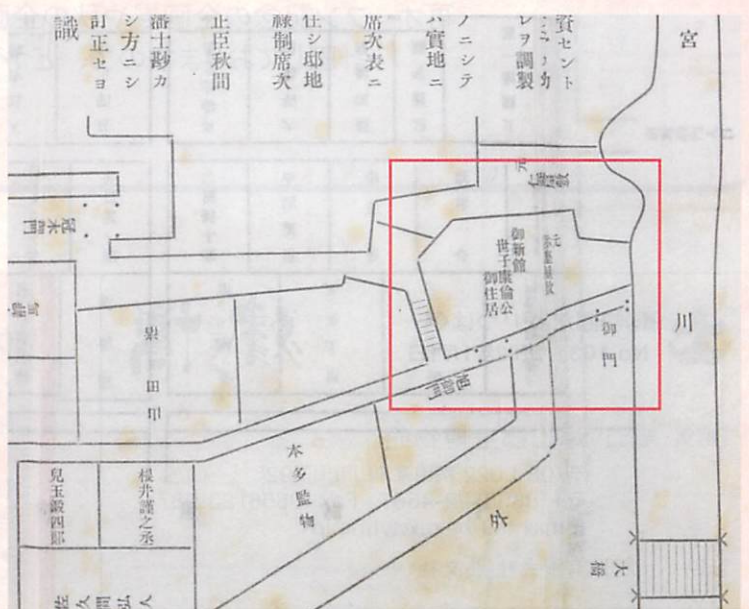
は立派な庭があったのだろう。その風貌から、別邸というイメージがより一層強くなったようにも思われる。建物も取り壊され、当時の面影をうかがい知ることができないのは非常に残念である。

岩々庵について、単純に松平家の別邸・事務所として想定していたが、当初廟所守の居宅であったものが、後に松平家の事務所としての機能を果たすようになっていったと考えられるのは、今後も重要視していくべき点である。

愛山文庫には膨大な数の資料があるが、愛山の旧観についてのものは、まだ十分といえるほど確認できておらず、明確な結論は出せていない。今後も資料の収集と検討を行い、興味深い資料の紹介や、研究成果を報告できるように努めたい。

註

- (1) 津山郷土博物館『愛山文庫目録 津山松平藩文書の部』（津山郷土博物館紀要）第三号、一九九二年）、市立津山郷土館『愛山文庫目録 和書・漢籍の部』（津山郷土館報）第十六集、一九八四年）



図Ⅲ 「津山城内御殿及山下土邸略図」(『津山温知会誌』第2編より)

- (2) 矢吹金郎『津山温知会誌』第十編、一九七七年、同書第三編、一九二〇年
- (3) 乾貴子「津山城三の丸「下御屋敷」について」(津山市教育委員会『津山弥生の里』第二十六号 平成二十九年、二〇一九年)
- (4) 矢吹金郎『津山温知会誌』第十二編、一九二〇年
- (5) 矢吹正則『新訂作陽誌附録 津山誌全』

耐震改修工事の進捗状況

当館の耐震改修工事も大詰めを迎え、かなり完成に近づいています。



1階西側展示室



1階東側展示室

郷土博物館再オープン

耐震改修工事のため、約2年間休館し、ご迷惑をおかけいたしておりましたが、令和2年4月1日より再オープンする運びとなりました。再オープン記念の企画展や秋の企画展、古文書講座などを計画しておりますので、どうぞご期待ください。



博物館だより「つはく」
No.103 令和2年1月1日



【編集・発行】津山郷土博物館

〒708-0022 岡山県津山市山下92
Tel (0868) 22-4567 Fax (0868) 23-9874
E-mail tsu-haku@tvf.ne.jp

【印刷】有限会社 弘文社

土は、津山松平藩の槍印で剣大といい、現在津山市の市章となっています。

休館中のご案内

【資料閲覧】

閲覧可能日：月曜日～金曜日（要予約）
（祝日・年末年始は除く）の午前9時～午後5時

【頒布資料について】

当館発行の頒布資料につきましては、原則郵便にて受け付けます。詳細はお問合せください。